

個人質議(9月15日) 岡田ゆき子議員

高校での発達障害の生徒への支援を 通級指導は早急に実施し、特別支援学級の設置をすすめよ



9月15日の名古屋市議会本会議で、岡田ゆき子議員は「高校での発達障害の生徒への支援」と「介護予防・日常生活支援総合事業」についていただきました。

特別な支援が必要な生徒への市立高校での対応は

発達障害により支援が必要な児童・生徒に対して、名古屋市は義務教育過程では特別支援学級、発達障害対応支援員の配置等の拡充を進めてきましたが、中学校卒業後の市立高校での支援状況について、岡田議員は自閉症スペクトラム(ASD)の生徒の困難な例を示し、市立高校での対応をいただきました。教育長は「定時制高校と工業・商業高校に就労支援アドバイザーを配置。発達障害のある生徒に対しソーシャルスキル・トレーニングを行っている。普通科高校へは、キャリア支援の観点から個別に相談やアドバイスが受けられるよう、

『針路支援アドバイザー』の配置を検討している」と答えました。

高校での通級指導に取り組み

来年度から、「高等学校における通級による指導」を設置できるようになりました。文部科学省の調査(2012)では発達障害の可能性のある生徒は6.5%在籍という結果です。

【通級による指導】高等学校で取得する単位のうち、障害により取得が困難な教科の代わりに、自立活動など新たな単位を取得できる通級を設置することで、取得困難な単位と振替ができる仕組み。

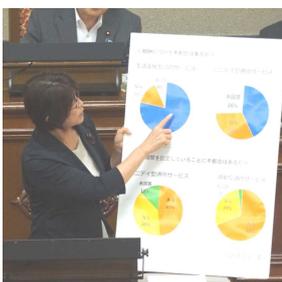
岡田議員は「学習に困難を抱える生徒を支援するために通級による指導に早急に取り組むべき」と求めました。教育長は「通級による指導が可能となるのでその趣旨を踏まえ研究したい」と応えました。

介護報酬の引き下げが事業経営を困難に 通所サービスの「6か月卒業」は見直しを

昨年からはまった「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」で、要支援1、2の認定者の訪問介護と通所介護が保険給付から名古屋市の事業となりました。しかし国が予算の上限を設けているため、名古屋市は報酬と人員基準を引き下げた基準緩和型サービスや住民ボランティアなどによる地域支えあいサービスを総合事業として始めましたが多くの方から様々な問題点が上がっています。

制度のしくみが実態に合っていない

岡田議員は、名古屋市の検証報告(2017年5月)の結果を示しながら、「低い報酬でも大丈夫というがどれだけの利用者を確保すれば経営が成り立つのか」「専門型サービスと基準緩和型サービスの振り分け基準で本人が望まないサービスを強要していないか」「基準緩和したミニデイ型や運動型の通所サービスを6ヶ月で強制終了するのはやめよ」と追及しました。局長は「経営が成り立つ利用者数は一律には言えない。介護報酬を含め、新しい総合事業全体の検証を行っていく」と答えました。



事業参入しなかった理由：生活支援型訪問サービス(単位：%)

項目	そう思う	そう思わない	わからない	未回答
①利用者数を見込むことが難しい	28.1	25.4	40.3	6.1
②介護報酬がサービスに見合わない	67.1	7.1	21.4	4.4
③人員基準を満たすことが難しい	28.5	34.2	30.8	6.4
④運営基準を満たすことが難しい	17.6	43.7	31.9	6.8
⑤高齢者日常生活支援研修者がサービス提供することに不安がある	37.3	30.8	25.8	6.1
⑥サービスの概要がわかりづらい	49.8	25.8	18.6	5.8

事業参入しなかった理由：ミニデイ型通所サービス(単位：%)

項目	そう思う	そう思わない	わからない	未回答
①利用者数を見込むことが難しい	54.7	10.3	30.8	4.2
②「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の実施が難しい	40.5	18.4	34.5	6.6
③介護報酬がサービスに見合わない	65.5	6.6	24.2	3.7
④利用期間の上限(原則6か月)が短い	67.4	8.2	19.2	5.3
⑤ミニデイ型の定員よりも他の通所サービスの定員を確保したい	80.0	4.7	10.5	4.7
⑥人員基準を満たすことが難しい	38.9	31.3	21.8	7.9
⑦運営基準を満たすことが難しい	30.3	34.5	26.6	8.7
⑧サービス提供場所が確保できない	50.8	26.6	18.2	4.5
⑨サービスの概要がわかりづらい	53.2	24.5	16.8	5.5